

いつもご愛読頂きありがとうございます。

I-GLOCAL ベトナム/カンボジア法令ビジネス情報 正会員/ニュース会員限定版

2019年10月24日号をお送りします。

▼ 法令情報

>>> 民間企業の持続可能な発展計画に関する首相決定 Decision No. 1362/QD-TTg

>>> 生産用機械の無償貸与に対する輸入税に関する留意点

>>> 行政機関および国営企業の2020年テト休暇

【投資環境】 民間企業の持続可能な発展計画に関する首相決定 Decision No. 1362/QD-TTg

=====◆◆◆◆◆
=====

2019年10月11日、民間企業の持続可能な発展計画の承認に関する

首相決定 Decision No. 1362/QD-TTg が発行された。当決定は、民間企業の成長・発展に向けた6つの指針から構成されている。

なかでも、中小企業を支援する産業への投資促進が注目される。当決定では、以下4つの産業を優遇対象として投資を促すため、計画投資省に対し詳細規定の制定を要求している。

1. 中小企業の製品流通チェーン
2. 中小企業向けのインキュベーション施設
3. 中小企業向けのコワーキングスペース
4. 中小企業を支援するための技術施設

また、財政省では、中小企業向けの優遇税制を体系化するため、既存の法人税法の改正の準備を進めている。これら詳細規定については、2020年中に国会に提出され、2020年から2025年の間に承認および運用開始となる計画である。

当決定では上記産業の定義や具体的な優遇内容については不明確なため、詳細規定が制定され次第、当ニュースレターでも共有させていただく。

参考文献

2019年10月11日付首相決定 Decision No. 1362/QD-TTg 号

【税制】 生産用機械の無償貸与に対する輸入税に関する留意点

=====

=====◆◇◆◇◆

輸出加工企業(以下、「EPE」)が生産用機械、設備、金型等(以下、「生産用機械」)を無償で国内企業へ貸与する際の輸入税の扱いについて、税関総局は

2019年9月24日付オフィシャルレターOfficial Letter 6098/TCHQ-TXNK号を発行した。当オフィシャルレターによると、輸入税の扱いは以下の通りである。

1. EPEと国内企業の間委託加工契約があり、EPEは委託加工のために国内企業に生産用機械を提供する旨が委託加工契約上に明記されている場合、輸入税は免税となる。
2. EPEと国内企業の間生産用機械の賃借契約書のみある場合、輸入税は免税とならない。国内企業はベトナムに生産用機械を輸入する際に輸入税を納付し、再輸出する際に輸入税の還付申請を行う。輸入税の還付可能額は、生産用機械のベトナムでの使用・保管期間を元に算出した残存価額により決められる。生産用機械が使用不可の状態の場合、輸入税の還付は不可となる。

実際のところ、国内企業が生産ラインを既に所有した状態で、EPEが必要とする特定製品の生産のために、EPEから国内企業に金型等を無償貸与するケースは多い。この場合、委託加工契約を締結していない限りは、上記2に該当するため留意いただきたい。

参考文献

2019年9月24日付税関総局発行オフィシャルレター Official Letter 6098/TCHQ-TXNK号



【人事労務】 行政機関および国営企業の2020年テト休暇

=====

=====◆◇◆◇◆

2019年10月7日、政府は2020年テト休暇に

関するオフィシャルレターOfficial letter9087/VPCP-KGVX号を公布した。

当オフィシャルレターによると、行政機関および国営企業の2020年テト休暇は2020年1月23日(木)から1月29日(水)

(旧暦2019年12月29日から2020年1月5日)である。

1月28日と29日は、週休日である土日の振替休日の扱いとなる。

労働法により、テト休暇期間は雇用主によって旧暦の年末1日と年初4日、
または年末2日と年初3日のいずれかを選択できるため、
週休日を土日としている民間企業のテト休暇は、
以下いずれかのスケジュールとなる。

- ・ 2020年1月23日(木)から1月29日(水) (旧暦2019年12月29日から2020年1月5日)
 - ・ 2020年1月24日(金)から1月30日(木) (旧暦2019年12月30日から2020年1月6日)
- 土日いずれかのみを週休日としている民間企業は、以下いずれかのスケジュールとなる。
- ・ 2020年1月23日(木)から1月28日(火) (旧暦2019年12月29日から2020年1月4日)
 - ・ 2020年1月24日(金)から1月29日(水) (旧暦2019年12月30日から2020年1月5日)

各企業は休暇開始の30日前までに、
テト休暇のスケジュールについて従業員に通知する責任がある。

参考文献

- 労働法 10/2012/QH13
- 2019年10月7日付政府発行オフィシャルレターOfficial letter9087/VPCP-KGVX
- 政令 45/2013/ND-CP

Copyright I-GLOCAL CO., LTD. All Rights Reserved.
